

就学援助費受給 新規申請について（お知らせ）

この案内は現在就学援助を受けていないかた向けです。現在認定を受けているかたは「就学援助費受給継続申請について（お知らせ）」にそって申請してください。

就学援助制度とは？

米子市では、経済的な理由でお子さんの就学にお困りのかたへ、就学に必要な費用の一部を助成する『就学援助制度』を実施しています。

1 就学援助を受けることができるかた

経済的に困窮しておられ、所得審査の結果、生活保護基準に準ずると認められる世帯

【認定となる所得の目安】

世帯の人数	2人		3人		4人	
モデルケース	親1人・子1人	両親・子1人	親1人・子2人	両親・子2人	両親・子1人・祖父	
収入額	290万	362万	386万	455万	424万	
所得額	185万	235万	255万	310万	285万	

世帯の人数	5人		6人		
モデルケース	両親・子3人	親1人・子2人・祖父母	両親・子2人・祖父母	両親・子4人	
収入額	543万	499万	561万	624万	
所得額	380万	345万	395万	445万	

※ この表の所得額等は目安です。このほか、年齢や各種控除額等で基準が異なりますので、目安以上の所得でも認定となる場合や、目安以下の所得でも認定とならない場合があります。

2 審査方法・結果について

前年中の所得額・控除額等から、米子市(組合)教育委員会の認定基準により認定・不認定を決定します。結果は教育委員会より郵送で通知します。

審査にあたって、米子市が保有する、お子さんと同居するかた（世帯分離していても実質的にひとつ屋根の下に住んでおられるかたを含む）全員の所得・課税に関する個人情報を閲覧させていただきます。同じ住所に別世帯のかたがおられる場合には、その世帯の代表者のかたの個人情報閲覧に関する同意欄に署名が必要です。

例：お子さんが属する世帯とは別に、祖父母世帯が同じ住所に住んでいる場合

→祖父母どちらかの署名が必要

※ 閲覧した個人情報は、就学援助受給認定審査以外の目的には一切使用いたしません。

注意事項

- ① 小中学校に在籍する兄弟姉妹がおられる場合は、それぞれ申請書類を提出してください。（新小1年生の申請書は就学時健診の案内に同封しますので別途返信用封筒で提出してください。）
- ② この制度では、住民票上は世帯分離していても実質的に同居している場合や、単身赴任の場合等は、所得額等を同一世帯として判定します。
- ③ 令和4年1月1日時点で、米子市に住民登録がないかたについては、別途『所得課税証明書』が必要になりますので、令和4年1月1日時点の住民登録地の役所（場）の税務担当課にお問合せください。（必ず「最新の所得課税状況及び社会保険料等の控除額が記載されたもの」をご用意ください。）

3 申請方法

就学援助費受給を希望される場合は、下記にそって提出してください。

○令和4年1月1日時点で米子市に住民登録があるかた		●令和4年1月1日時点で米子市に住民登録がないかた
①	<ul style="list-style-type: none"> 申請書は在学中の学校にありますので、希望するかたは申し出てください。 このお知らせ文の表面「2 審査方法・結果について」も参考にしてください。 申請書の裏面に通帳等の写しを貼付 通帳がない場合は、金融機関名、支店名(番号)、口座番号・名義がわかる資料を添付してください。 	
②	①を在学中の <u>小学校</u> に提出	令和4年1月1日時点の住民登録地の役所(場)に『所得課税証明書』を請求
③	①と②を揃えて、在学中の <u>小学校</u> に提出	

※ 提出締切

〇月〇日 までに在学中の小学校にご提出ください。

4 令和4年度 就学援助費支給額 (令和5年度は変更となる場合があります)

支給内容	小学校	中学校
学用品費(1年生)※1	月額1,050円(3月は1,130円)	月額2,060円(3月は2,130円)
学用品費(その他の学年)※1	月額1,260円(3月は1,300円)	月額2,270円(3月は2,300円)
新入学準備金または新入学用品費(4月1日認定者)	51,060円	60,000円
修学旅行費(旅行参加者のみ)	上限27,000円で補助	上限53,000円で補助
医療費※2	実費(学校保健安全法に定める疾病に限る)	
給食費	給食費7割を補助(保護者負担3割)	

※1 8月は夏季休業中のため、支給はありません。

※2 医療費については、就学援助認定後、医療機関で受診される前に医療券申請が必要です。

5 新入学準備金について

就学援助の支給費目のうち、新入学に必要な『新入学準備金』を中学校入学前の2月に支給します。新入学準備金を受け取ることができるかたは、以下のすべてに該当するかたです。

- ① 令和5年1月1日時点で米子市に住民登録があり、就学援助認定を受けている。
- ② 生活保護を受給していない。 ③ 令和5年4月までに転出の予定がない。
- ④ 令和5年4月以降も継続して就学援助の受給認定を受けるかた。

お問合せ先

米子市兼米子市日吉津村中学校組合教育委員会事務局 こども支援課

電話：(0859) 23-5434 メール：kodomo-shien@city.yonago.lg.jp